



富士市公告第372号

令和元年12月27日に、下記森林に関して定めた経営管理権集積計画を取り消したため、森林経営管理法第9条の規定により公告する。

令和5年9月8日

富士市長 小長井 義正

記

1 経営管理権集積計画を取り消した森林

整理番号	所在・地番	林班・小班	地目	面積 (ha)	備考
F13	富士市中之郷 4485-22 016	134に18	山林	0.8628	地番の一部
F38	富士市中之郷 4485-22 001	134に14	山林	0.4809	地番の一部

2 経営管理権集積計画を取り消した理由

森林所有者が経営管理権集積計画の経営管理の内容に定めていない主伐・再造林の実施を希望したため。

(教示)

- この処分について不服があるときは、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、富士市長に審査請求書を提出して審査請求をすることができます。
- この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、富士市を被告として（訴訟において富士市を代表する者は富士市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
- ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

以上